

背景

- 急速に少子高齢化が進む中、我が国では、2025（令和7）年までにいわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上の後期高齢者となる超高齢社会を迎えることなどにより、医療及び介護の需要増大が想定されている。
- 医師に対する時間外・休日労働の上限規制が2024（令和6）年4月から適用となる等、医師の働き方改革の議論が進んでいる。



限りある医療資源を効果的、効率的に活用し、将来にわたる持続可能な医療提供体制を確保することや、医療、介護等の支援が包括的に確保される体制、いわゆる地域包括ケアシステムの構築などが今後ますます重要となってくる。

宮城県の取り組み

宮城県では、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定に基づき、2018年度から2023年度を計画期間とする「第7次宮城県地域医療計画」（以下「県医療計画」という。）を策定し、各種の取り組みを推進するとともに、関係機関との役割分担なども示しているところである。また、二次医療圏の区域も設定しており、仙台市は14市町村からなる「仙台医療圏」と定められている。

国では2024年度からの第8次医療計画の作成指針等についての検討が行われており、現行計画の最終年度となる来年度（2023年度）には、宮城県でも次期県医療計画が策定されるものと考えられる。

【主な取り組み】

がん、脳卒中等の5疾病に係る医療連携体制構築、地域医療を担う医師・看護師等の医療従事者の確保及び定着 等

【市町村の役割（期待すること）】

地域の実情に応じた初期救急医療や災害時医療救護活動などの医療提供体制の整備や、医療と連携した保健、福祉サービスの提供、住民への情報提供や啓発など、地域医療体制の維持・充実のための主体的な取り組み。

本市の取り組みと検討会議の設置

本市では、以下のような取り組みを進めている。

- 【主な取り組み】 ・ 初期救急医療機関や二次救急医療機関の病院群当番制など救急医療体制の整備
- ・ 地域包括ケアシステム実現に向けた各種施策 等



将来にわたる、中・長期的な視点からの医療提供体制の確保に向けては、県医療計画に基づき医療圏の統一的な取り組みが現状進められているが、人口や医療資源などの社会構造の違いから、本市独自の課題も存在している。そこで、本市における現状と課題、並びに今後の対応の方向性を検討するため、有識者等で構成する検討会議を設置する。

検討会議で議論
(計6回の開催を予定)



R4年度

議論の結果
取りまとめ



- ・ 本市の医療政策推進に向けた具体的な取り組みについて検討
- ・ 次期県医療計画に対する意見申し述べ

R5年度